

小学校へ百八十九万円、中学校に七十九万五千円という  
ような形で本代として計上してございます。この配合につ  
ましては学校との調整をしてみたいと思います。また  
図書室の関係でございまして、五十年度で三小の図書  
室が昨年補正でお願いいたしましたしてやつたのですか、  
また一部不足しておりますのでその整備、三小の図書  
室の整備などを考えております。

○十番

（松山清君） 自席から再質問させていただきます。  
一点目ですが、市としても東京都の動向を見まして、  
ソレにしましても福生市民の消費者を守るという  
点に立ちまして一つ十令なるご配慮をお願いしたいと  
思っております。二点目ですが、いま答弁でも今後  
最終的には十年間かかるわけです。——これは前  
からいわれておりますか——こういう中で低地帯の地  
区を重点的にやっていくということか出されてるわけ  
ですが、いそれにしてもいままでの行政の責任として側溝

その他のものが十令施設されていなかたということに一つ  
大きな問題があるのじゃないかと考えるわけです。吸い  
込み槽と公共下水道をつくるということだけで対処する  
ということを放置しておくというものは非常にまわいので  
はないかと思えます。どうしても二小のものを対して何  
らかの考慮をしていく必要があるのじゃないかと思えます。  
市長自身昌頭で地域的に不公平な状況にもなつて  
いるということをお認めになつてゐるわけでありまして、  
当然対策を考えるべきだと思いますが、その点について  
いかがなものでしょうか。

三小目ですが、散水器等の設置は五十年度で幾つか  
前進するように見受けられますが、できるだけ早い時  
期に全校に行きわたるようによらるよう要望しておま  
す。それと、どうも図書費の問題ですが、学校が一  
校おつふえておりますけれども、そういう点から見  
ますと、学校単位で考えますとあまり増加は見受

式字削除  
式字削除

正字訂正

正字訂正

けられたいのじやないかというふうに私は考えるのです。けれども、今後十令考慮をお願いしたいと思ひます。

○市長（石川常太郎君）吸込み槽につきますしてはたつての要望でございすか、大体東京都下の市におきまして六市が何らかの方法をもっているようでございす。これはやるに二したことはないと思ひます。けれども、何といたしましても福生市は東京都二十六市のうちでも一番財政が苦しい市でございまして、非常に裕福な市でさえもまだいまのところやつていない現状です。やつたほうかいのでございまして、其さういふ点かございすので、ぜひこの協力を賜りたいと思ひます。市のためにこの協力を賜りたいとお願ひを申し上げる次第でございす。

○十番（松山清君）全くきわめて冷めた態度でございすね。常日頃都市基盤の整備<sup>云</sup>森々ということも市長自身言つておられますし、さういふ点から見まし

ても公共下水道事業を早くやることも当然であります。しかし、これを待つては、なく現実において困まつてゐる人に対しては、応急的措置もしていくことも当然じやないかと思ひます。さらに言わせていただきますと、西友の進出に対して一千万円もの市税を持ち出して下水をつくつてやるというのを……（「そんなことはないよ、西友のために金は出していないよ。市民のためだ」と呼ぶ者あり）

○議長（塩野鉄之助君）ニトより暫時休憩いたします。

午後二時五分 休憩

午後二時三十分 開議

○議長（塩野鉄之助君）休憩前に引き続き会議を開きます。

○市長（石川常太郎君）さうき松山議員さんのご発言のうち、福生駅東口の公共下水道雨水幹線につきまして、あるいは認識違ひかと思ひうような点がございしたのであらためて申し上げますが、福生駅東口の公共下水道の雨水幹線



の工事につきまして、市が西友のために工事をしたという二  
とではございませんで、前かうそのような計画がござ  
いまして、市におきましては約二千八百万円かかります工  
事のうち千三百万円強を西友から寄付をいたしまして、  
して、また都からも補助金をちょうだいいたしました。  
それに市の一般財源を加えまして工事をいたしましたも  
のでございます。このために約百五十戸の家庭が利用  
をさしてゐるわけでございます。決して西友のためにやつた  
わけではなく、西友ができましたのでかえつて、市の財政が  
助かつたということでございます。その点を申し上げて  
おきます。(「そのとおり」と呼ぶ者あり)(拍手)

○十番(松山清君)市長のいまの答弁ですが、私はここで際限な  
くいつてもかまいませんが、時間の許す範囲でやりたいと思ひ  
ますので、少なくともあの問題があったときに、四十八年度の  
当初予算に載っていました。当初予算の審議の中で  
この問題を言つたと思ひますし、当初予算の最終日



にこの問題を取り上げて反対討論をいたしました。それから  
おなじのうちに昨年十二月議会におきまして四十八年度の  
決算が行なわれました。この決算のときにもこの問  
題を具体的に取り上げて決算の認定についで反対  
するということをしております。これは議事録を見て  
いただいてもわかると思ひます。この問題に対しては  
ちろん賛成討論された方もおるわけですが、何れに  
も、何れにこれに対して触れていなかったのじゃないかと思ひ  
ます。十二月の議会を思い出していただきたいと思います。  
先づこのことをまず皆さんが記憶にあると思ひます。  
私どもはあくまでも仮に負担付寄付行為であつてもそ  
ういうものに対して市の財政を容易に持ち出すということ  
はあつてはならないことです。ある地域では住民から下水  
をつくつてほしいというところから出されていたわけであ  
る、そういうことを放つておきなから西友が来るまでな  
せ放つておいたのかというところの問題じゃないかと思ひます。

西友が六月に開店するまでに合わせて市のほうをつくつて  
やったわけです。そういう点で、もちろん市は市の言い分と  
して出されるでしょうけれど、私どもはそういう意味でい  
っているわけで、住民が前から頼んでいることを放っておく  
というところに行政の問題があるわけですよ。そのこと  
を強く申し述べて私の発言を終わらせていたいただきたい  
と思います。

○議長（塩野鉄之助君）以上で一般質問を終わります。

○議長（塩野鉄之助君）日程第五議案第十五号福生市  
組織条例の一部を改正する条例を議題といた  
します。

朗読を省略し、本案について提案者理由の説明  
を求めます。

（企画財政課長 上野重勝君 登壇）

○企画財政課長（上野重勝君）ご指名をいただきました

福生市議会

ので議案第十五号福生市組織条例の一部を改正  
する条例につきまして提案理由の説明を申し上げます。

ご承知のとおり福生市の水道につきましては、さる二月  
一日付をもちまして東京都営と一元化したわけですが、い  
ますか、それに伴いまして組織条例中に水道課を含められ  
わけになっておりますが、その後第三浄水場の完成も間近と  
なりまして水道課の事務所もこちらに移して事業を  
執行するということに相なるわけになっておりますので、それと関  
連をいたしまして条例の中で水道課という項目を削りま  
して後ほど提案になっております水道事務所の設  
置条例に移すというものでございます。

以上簡単でございしますが提案理由の説明といたします。

○議長（塩野鉄之助君）以上で提案理由の説明は終わりました。

（異議なしと呼ぶ者あり）

○議長（塩野鉄之助君）以上で質疑を終わります。

赤字削除

福生市

福生市

赤字訂正

福生市

○五番（川窪清一君）この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第十五号については、委員会付託及び討論を省略し、原案のとおり可決さ  
しんことを望みます。

（賛成と呼ぶ者あり）

○議長（塩野鉄之助君）おはかりいたします。ただいま川窪清一

君から所定の賛成者を得て、本案は委員会付託  
及び討論を省略し、原案のとおり可決さしめたい旨の動  
議が提出されましたが、本動議のとおり決すること  
に異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（塩野鉄之助君）「異議なし」と認めます。よって

議案第十五号は原案とおり可決いたしました。

○議長（塩野鉄之助君）日程第六議案第十六号福生市  
都市施設整備基金条例の一部を改正する条例を

福生市議会

議題といたします。

朗読を省略し、本案について提案理由の説明を求  
めます。

（企画財政課長 上野重勝君登壇）

○企画財政課長（上野重勝君）（施設）指名がございましたので議

案第十六号福生市都市整備基金条例の一部を  
改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

本条例は、去る四十九年六月に九千五百万円の基金  
を都市施設整備基金として積立てるという事で条  
例を設定いたしました次第でございますが、その後財政状  
態の変遷によりまして、この基金条例を弾力的に運  
用し、財政調整資金的な性格をもたせようとするため  
に本条例を改正しようとするものでございまして、第二條  
におきまして従来基金の額は「九千五百万円以上とする」  
となっておりましたものを「毎年度基金として積立てる  
金額は一般会計歳出予算で定める」というふうに弾力

を持たせた次第でございます。また、第六条におきましては、「市長において第一条の目的のために処分する場合には、基金の全部または一部を処分すること加てできる」というふうに弾力を持たせたわけでございます。

以上、簡単でございますが、提案理由の説明といたします。  
○議長（塩野鉄之助君）以上で提案理由の説明は終わりました。二より本案に対する質疑を行ないます。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（塩野鉄之助君）以上で質疑を終わります。

○五番（川窪清一君）この際動議を提出いたします。

ただいま議題となつております議案第十号については、委員会付託及び討論を省略し、原案のとおり可決を願います。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（塩野鉄之助君）おわかりいたします。ただいま川窪清一君から所定の賛成者を得て、本案は委員会付託及び

討論を省略し、原案のとおり可決を願う旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することには異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（塩野鉄之助君）ご異議なしと認めます。よつて議案第十号は原案のとおり可決いたしました。

○議長（塩野鉄之助君）日程第七議案第十号福生市営住宅条例の一部を改正する条例を議題といたします。

朗読を省略し、本案について提案理由の説明を求めます。

（庶務課長 生子国利君 登壇）

○庶務課長（生子国利君）福生市営住宅条例の一部改正についての提案理由を申し上げます。

本条例の改正の趣旨は、提案理由にもありますとおり地番の変更でございます。変更しようとする地域は、福生市の市営住宅中上段の第三市営住宅でございます。

武蔵野台の已画整理対象地域であり、工事完了に伴って本条例を整備しようとする次第でございます。改正条文は、福生市営住宅条例第一条第二項に基づく別表のうち、「第三市営住宅、東京都福生市大字福生十九百四十番地」を「第三市営住宅、東京都福生市武蔵野台二丁目十三番地」に改めようとするものでございます。施行については本条例公布の日から実施しようとするものでございます。

以上簡単でございますが、ご説明にかえさせていただきます。

○議長（塩野鉄之助君）以上で提案理由の説明は終わりました。これより本案に対する質疑を行ないます。

○四番（田村市郎君）本件に関連して質問をいたします。市営住宅の建て替えの件につきまして、数年前より理事者並びに当議会において再三建て替え計画を検討しております。今日の市長の施政方針の演説

の中でも市営住宅建て替え計画を遂行するということがあり、ありますけれども、現在福生病院地区の空家には入居させずに火災等を考え、取り壊していくんだということも温日の総務委員会等でも説明を受けております。最近巷に聞くところによりますと、一部の取り壊しに対して市民の反対があるというのを聞いております。その後空家の取り壊しはどのようになっておりますか。また、一部の反対者は住宅払い下げのみの理由での反対なのか。また、そのほかの反対理由があるのか。こういった点について担当課長に質問をする次第であります。

○庶務課長（生子国利君）ただいまご質問に對しまして現在までの状況をちよつと申し上げてみたいと思っております。

ご承知のとおり第一次計画の予定の対象戸数は十五戸でございますが、現在までに五戸の移転が行なわれました。そのうちの二戸につきまして既に取り壊しを完了しておりますが、引き続き住宅の取り壊しをしま

うという考え方で着行いたしましたか、この問題につきましてたゞいまご質問のように反対されてゐる方々に対して工事かはばまけたわけですか。しかし、この事態に対する方策といたしまして担当委員会において協議いたしたい結果、反対者の感情からしても現時点において工事をそのまま続行するということは人身的にも障害を生ずることであるので、そのような判断に立ちまして反対者の感情がある程度考え直さねる点があるかどうかというところまで、どうふんの間、一時的に取り壊しについて保留していくという判断がされたわけですか。したがいまして、その判断のうちにおきまして一時保留にしておきまして、その間に市の行政に対する大局的な見地から協力できるような態勢にならばよろしいと思ひますか。しかし、これは一時的な保留であつて先ほど市長がご説明申し上げましたとおり、この計画を途中でやめるという方針はとつておりません。

現在のところ、いかにしてもこの空家につきましては取り壊すという方針をとつております。なお、先ほどご質問のように、現在の反対者としてはどういう考え方で反対してゐるかということば、私もといたしましてはいかにしても請願、陳情、こういうものを命折いたしましたし、やはり払い下げを主体として考へてゐるのではないかと思ひます。それ以外にはないのではないかと考へております。

なお、説明会等もたゞ全体的にやらなかつたかという問題が一つあるのではないかと思ひますが、これは計画としては全体的には約十年くらいかかる計画でございまして、そういう方針に全部お集りいただきまして説明するということば、入居者に対する不安というものも一応考へなければならぬ。したがつて、当初三年後くらいで計画を立ててゐるところの方々に呼んで説明をすればいいのではないかという判断のもとに、計画を發表し協力を得たわけですか。現在の空家につきましては全体的に入居空いております。これは管理面を

十分にいたしました。確かに防災、防犯上の問題から考えれば当然、早期に取り壊すべきではないかと思っておりますが、そういう事情がありまして現在のところ一時的に保留しております。大体概況といたしましたものではそのような状況でございます。

○四番 (田村市郎君) 当分保留ということでございますが、この保留している間に十分居住者に対しての話し合いをすることをお願いして質問を終わります。

○議長 (塩野鉄之助君) 以上で質疑を終わります。

○五番 (川窪清一君) この際動議を提出いたします。たゞいま議題となっております議案第十七号については、委員会付託及び討論を省略し、原案のとおり可決されることを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長 (塩野鉄之助君) おはかりいたします。たゞいま川窪清一君から所定の賛成者を得て、本案は委員会付託及

び討論を省略し、原案のとおり可決したい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することにより異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (塩野鉄之助君) 異議なしと認めます。よって議案第十七号は原案のとおり可決いたしました。

○議長 (塩野鉄之助君) 日程第八議案第十八号福生市国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

朗読を省略し、本案について提案理由の説明を求めます。

(市民課長 田村忠雄君 登壇)

○市民課長 (田村忠雄君) この指名によりまして議案第十八号福生市国民健康保険条例の一部を改正する条例につきまして説明申し上げます。



この承認のようによつて昨年の老人医療の無料化あるいは高額療養費等の制度の実施、それによつて昨年二回にわたる医療費の大幅な改正がございましたが、それらによりまして医療費が非常に急増してまいりました。五十年年度には一、現行の保険料率であります、五十年年度には一般会計からの繰入をいたしませんと約三千六百万円程度の不足額が生ずる見込みになっております。そういうことについていたしまして国保財政は非常に苦しく行き詰まっております状態でございます。この対策をいたしましては先般金協での報告申したとおり、国保の運営協議会等での審議をいたしまして決定を賜りました。答申どおり、この不足財源につきましては保険料を二二%引き上げまして、これに対処したいということで改正をしたいということですが、それと関連いたしまして現行の保険料率の規定は応能では所得割と資産割。応益では均等割、平等割でございますが、そう



いう賦課割合で規定されております関係で、年々所得が伸びてまいりる関係で応能割と応益割の賦課割合が非常に小さくなるような現況になっております。そういう関係で応益割のほうから均等割と平等割でございますが、非常に所得割のほうから伸びますと均等割と平等割を相当引き上げなくてはならない状態になるわけでございますが、そうなりますと低所得者の負担が重くなるような状況になりますので、これを防ぐためにも保険料そのものできめたいということですので、この条例を改正しようという提案申し上げます。

条例の内容でございますが、ここに第十三条の規定がございますが、これは保険料率の規定でございます。現在の規定は先ほど申し上げましたように所得割が賦課総額の三五%、それから資産割が賦課総額の三五%、それから被保険者の均等割が賦課総額の三五%、世帯平等割が賦課総額の一五%というよ